

# 鳥取県特殊詐欺から県民を守る緊急対策事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県特殊詐欺から県民を守る緊急対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者が居住する世帯の防犯機能付電話機（電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」、「通話録音機能」及び「ナンバーディスプレイ機能」（子機を備えている場合は、子機でも同様の機能を有すること。）を全て備えた電話機をいう。以下同じ。）の導入を推進する市町村を支援することを通じて、県民の特殊詐欺による被害を未然に防止することを目的として交付する。

## (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助金の額に同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に掲げる額を上限とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、その年度の2月28日までに行わなければならない。

2 規則第5条第1項の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。

3 規則第5条の申請書及び規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

## (交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額決定通知は、様式第4号によるものとする。

## (間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

|                                                    |                |           |
|----------------------------------------------------|----------------|-----------|
| 第12条(第4項を除く。)、第13条及び第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条 | 補助事業者等         | 間接補助事業者   |
|                                                    | 交付決定           | 間接交付の決定   |
|                                                    | 補助事業等          | 間接補助事業    |
|                                                    | 知事             | 補助事業者     |
|                                                    | 様式第2号による       | 補助事業者が定める |
|                                                    | 対象事業           | 間接補助事業    |
|                                                    | 様式第3号による       | 補助事業者が定める |
|                                                    | 補助金等及び間接県費補助金等 | 間接補助金     |

(指示等の報告)

第7条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年10月13日から施行し、令和8年4月1日以降に購入・設置を行った防犯機能付電話機を対象とする。

別表

| 1<br>対象事業       | 2<br>間接補助事業者                                                                                                                | 3<br>対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 4<br>補助率 | 5<br>補助上限額   |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------|
| 防犯機能付電話機の購入助成事業 | 鳥取県内に居住する60歳以上の者又はその同一世帯員（「鳥取県犯罪から県民を守る防犯機器購入補助金」、「鳥取県防犯機能付電話機等購入補助金」及び「鳥取県特殊詐欺から県民を守る緊急対策事業補助金」を活用して防犯機能付電話機を設置した世帯の者を除く。） | <p>（1）防犯機能付電話機の購入に要する経費</p> <p>（2）防犯機能付電話機の設置に要する経費（専門業者が設置を行う場合のみ対象とする。）</p> <p>※消費税及び地方消費税を含む</p> <p>ただし、次に掲げる経費等は対象外とする。</p> <p>ア 他の補助金の対象となった防犯機能付電話機に係る経費</p> <p>イ 防犯機能付電話機本体の付属品以外の別売りのもの（SDカード等の記録媒体）の購入に要する経費</p> <p>ウ 振込手数料、商品配送料</p> <p>エ 代金の支払方法のうち、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払い相当額</p> | 1／2      | 1世帯あたり7,500円 |